

森林経営計画制度がスタートしました

●造林補助を受けるには、森林経営計画の認定が必要です

今年度から、森林経営計画制度がスタートしました。これは、充実してきた森林資源の利用を進めるため、より集約化を図りコスト縮減に重点をおいた計画制度です。

森林整備を行った際に、造林補助（森林管理・環境保全直接支払制度）を受ける場合、この計画の認定を受ける必要があります。

●森林経営計画とは

森林所有者等（※1）が立てる5年間の計画です。

林班（※2）又は連続した複数林班の1/2以上の森林について計画を立てる必要があります（※3）。

※1 自ら森林の経営を行う森林所有者又は長期の森林経営の受託者。

※2 地形（沢・尾根等）で分けられた森林のまとまり。地域森林計画による。

※3 所有山林が100ヘクタール以上ある場合は、これによらず単独での計画（属人計画）の認定請求が可能です。

●森林経営計画の認定を受けるために

・自ら森林の経営を行う場合

計画を共同作成します（※4）。なお、計画作成を森林組合等に委託することもできます。

※4 林班の1/2以上の森林の経営を行う場合は単独作成も可能

・他の者に森林経営を委託する場合

森林組合又は林業事業体等と長期（5年以上）の森林経営について、受委託契約を結ぶ必要があります。

●お問い合わせ先

・制度の説明

福島県南農林事務所森林林業部林業課
TEL 0247-33-2121

・森林経営計画への参加

東白川郡森林組合
TEL 0247-33-2161

これからの森林・林業のイメージ

